

「静岡市議会基本条例」逐条解説

前文

静岡市議会は、地方自治制度における二元代表制の下、議員の合議体である議会が担う役割と責任がますます増大する時代にあつて、市の執行機関への監視機能及び政策形成機能を効果的かつ効率的に果たすとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、議会改革を実行してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会、経済情勢においては、議会の基本的な理念、議会及び議員の活動方針並びに市民と議会、市の執行機関と議会との関係等を明らかにし、その役割及び責務を十分に果たし、市民の負託に全力で応えるため、市民との協働により、更に市民に開かれた議会へと変革し続けることが求められている。

そこで、静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、また、大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動し、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令等の制定の趣旨、理念、目的などを述べた文章で、各条文の解釈の基準となるものです。

静岡市議会基本条例においては、前文を三段落構成とし、一段落目に今まで静岡市議会が果たしてきた役割を、二段落目に、今日の社会情勢において求められる市議会のあり方を、そして三段落目には、

- ① 市議会議員一人ひとりが、自身に課せられた重い責任を自覚し、高い倫理観をもって公正かつ誠実に行動すること。
- ② 常に市議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぐこと。
- ③ 想定される大規模地震等の災害について、発災前の体制整備も含め、市議会として迅速かつ的確に対応すること。

を静岡市議会としてこころがけることを述べるとともに、本条例を制定する目的が、最終的には、市民福祉の向上と、本市の発展に寄与することである旨を決意しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会がその役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例を制定する目的を定めるもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

この条例は、市議会と市議会議員の活動や市議会の運営に関する基本的事項を定め、それに沿って市議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、最終的に市全体の発展等を目指すことを目的としています。

(基本理念)

第2条 市議会は、市の唯一の議決機関、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機能を有する機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

本条では、市議会の役割と責務に関する基本的な考え方を示しています。

市議会は、市の議決機関であり、執行機関に対する監視機関であり、又、政策立案機能を有する機関でもあります。

静岡市議会は、その役割と責務を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指します。

第2章 市議会及び市議会議員

(市議会の活動原則)

第3条 市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

【解説】

本条は、静岡市自治基本条例第17条に規定する市議会の役割と責務を果たすための活動原則を定めるものです。

静岡市議会では、市民への説明責任を果たすために、政務調査費の領収書添付を他市に先駆けて義務化し公開しました。その他常任委員会、議会運営委員会などの委員会の原則公開や、本会議のインターネット中継を実施するなど、これまでもこれらの原則に沿って活動してきた実績がありますが、今後も規定の趣旨を十分に踏まえて活動することを宣言するものです。

【参考】静岡市自治基本条例（抄）

(市議会の役割及び責務)

第17条 市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心を高めるとともに、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

(市議会議員の活動原則)

第4条 市議会議員は、自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。

(3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。

(4) 自らの資質の向上に努めること。

【解説】

本条は、静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすための活動原則を定めたものです。

市議会議員は、(1)から(4)までの原則を十分に認識して活動するものとします。

【参考】静岡市自治基本条例(抄)

(市議会議員の役割及び責務)

第18条 市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければならない。

2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努めなければならない。

(会派)

第5条 市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属の市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【解説】

本条は、市議会における会派の位置付けと機能を規定します。

議会活動を円滑に行うため、市議会議員は会派を結成できます。又、会派は、政策立案、政策提言に関して、必要に応じ、会派間の調整に努めることとします。

※ 会派とは、同じような考え方や意見をもつ市議会議員のグループのことです。

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

- 第6条 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。
- 2 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。
 - 3 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。
 - 4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

【解説】

本条は、市民との関係における市議会の責務を定めています。

市議会は、市民の意見を的確に反映する開かれた市議会を実現するために、市民との協働を進めることを規定します。

(2) 公聴会等から(4) 市民との意見交換の場の設置までの具体的な方法等については、今後協議・検討し、十分な効果が期待できるような運用に努めます。

※ 公聴会及び参考人の制度とは、審議の参考とするため、利害関係者や学識経験者などの意見を聴く制度のことです。

※ 請願及び陳情とは、どなたでも市議会に提出することができる市政についてのご意見やご要望のことです。なお、請願、陳情をするには、会議規則などに基づく手続きが必要です。

(広報の充実)

- 第7条 市議会は、市議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、市議会の広報活動について定めています。

市議会の活動に関する情報は、市議会だよりをはじめ、市議会ホームページ、本会議のインターネット中継、地域エフエムラジオなどの広報媒体を活用して、広報活動に努めているところですが、より効率的な手法を検討し、広報活動を更に充実させていきます。

(会議等の公開)

第8条 市議会は、市議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（第14条において「会議等」という。）を原則公開するものとする。

2 市議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、会議の公開と議会活動に関する資料の公開について定めます。

静岡市議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、協議又は調整を行うための場は、原則としてどなたでも自由に傍聴することができます。又、会議等の議案、資料、会議録についても、原則として公開していますが、今後は、それ以外の資料であっても、議会活動に関する資料と位置付けられるものについては、市民の皆さんに積極的に情報提供していくことを検討します。

第4章 市長等と市議会

(市長等との関係)

第9条 市議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。

【解説】

本条は、市長等との関係における市議会の責務について定めています。

市議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等執行機関を監視する役割をもった機関であることを認識し、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくことを定めたものです。

※ 二元代表制とは、市長と議員を住民が直接選挙で選び、互いに独立・対等の機関として、市の施策を決定・執行する制度のことです。

(資料の要求)

第10条 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

【解説】

本条は、市長等執行機関に対する資料要求について定めています。

市議会は、その役割を果たすために、審議等に必要な範囲内で、市長等が保有している資料の提供を求めることができるものとします。

(議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法第96条第1項には、必ず議決しなければならない事項15項目が規定されており、また、同じ地方自治法第96条の第2項では、それら以外に、別に条例を定め、議会が議決する事項を追加することができるかとされています。

本条では、その地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、「静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例」を制定し、議決すべき事項を追加していることを示しています。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

2 市議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。

【解説】

本条は、議会運営の基本的な考え方について定めています。

議会の運営については、公正の確保が大前提であるとともに、透明性が求められるため、その趣旨に沿う議会運営を行う事を原則として示すとともに、議長と副議長の選出過程を明確にすることとします。

なお、静岡市議会では、平成24年4月臨時会の開会に先立ち、公開の場において、議長、副議長に就任することを希望する議員が所信表明を行い、自らの抱負等を発表しました。

(委員会活動)

第13条 委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 委員会は、特定の地域の住民に関係が深い事案又は当該住民の関心の高い事案について審査しようとするときその他必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

【解説】

本条は、委員会の活動のあり方について定めています。

市議会は限られた時間で多数の案件を処理しますが、議会の審議、運営を合理的、能率的に行うために、常任委員会を初め、議会運営委員会、特別委員会が設置されています。それらの委員会について、それぞれの特色を生かし、議案等の予備的審査機能を十分に発揮できるようにしていきます。

また、必要に応じて案件に係る地域等に出向いて委員会を開催できることとすることにより、地域の課題等をより把握しやすくなるなどの効果が期待できます。なお、特別委員会が地域に出向いて、地元の皆さんと意見交換会を実施した事例があります。

(質問又は質疑等)

第 14 条 市議会議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

【解説】

本条は、会議等における質疑応答について定めています。

本会議における議員の質疑・質問の方式については、現在は一括質問・一括答弁方式で行っていますが、今後、一問一答方式の運用等について協議することとします。

また、議員の質疑・質問に対して、その趣旨を確認するための発言を市長等に認めることを併せて規定します。

※ 一括質問・一括答弁方式とは、質問者が通告した事項をまとめて質問した後、答弁者が答弁をまとめて行う方法のことです。

※ 一問一答方式とは、一つの質問に対して一つの答弁をする方法のことです。

第6章 市議会体制

(市議会の機能の強化)

第15条 市議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

【解説】

本条は、市議会本来の機能である市長等執行機関の事務の執行の監視、評価の機能や政策立案、政策提言の機能の強化に努めることを規定するものです。

静岡市議会では、これまでも、政策立案、政策提言能力を強化するために、外部講師等を招き議員研修会を行ってきたほか、政策条例制定のための検討会、研究会などを立ち上げて、議員提案の「茶どころ日本一条例」「ものづくり産業振興条例」を制定しました。

市議会の機能の強化については、今後も引き続き協議・検討し、充実をさせていきます。

(議会改革の推進)

第16条 市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、市議会議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

【解説】

本条では、この条例に規定する目的を達成するために、静岡市議会が市議会のあるべき姿を常に見極め、議会改革を推進していくことを規定しています。又、静岡市議会は、市議会の活性化を図るために、必要なときは、議会改革推進会議を設置することができることとします。

(議会事務局等)

第17条 市議会は、市議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 市議会は、市議会議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を努めるものとする。

【解説】

議会事務局と議会図書室は、市議会議員の政策立案などを支援する役割を果たします。本条は、それら議会事務局等の機能の強化・充実について定めるものです。

第7章 雑則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

本条では、この条例が市議会に関する基本的な事項を定める条例であるとともに、市議会に関する他の条例その他議会運営に関する規程なども、この条例の規定の趣旨等を踏まえ、整合を図る必要があることを規定しています。

(条例の見直し)

第19条 市議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

【解説】

市議会を取り巻く環境は、常に変化しています。

本条は、市議会が社会情勢の変化などを機敏に捉え、この条例が常に適切な内容であり続けるように、常に評価、見直しを行うことを定めるものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。